

猪名川町告示第65号

猪名川町空き家活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年5月12日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町空き家活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

令和 8 年 5 月 1 2 日

要 綱 第 5 1 号

猪名川町空き家活用支援事業補助金交付要綱（令和 5 年要綱第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 1 4 号を第 1 5 号とし、第 4 号から第 1 3 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 住宅宿泊施設 住宅宿泊事業法（平成 2 9 年法律第 6 5 号）、国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）又は旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）に基づく民泊をいう。

第 1 3 条第 7 号中「事例等掲載意向確認書」を「広報用資料提供書」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

耐震診断区分	構造区分	耐震基準	
		改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合
(1) 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が 0.7 以上	上部構造評点が 1.0 以上
(2) 市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が 0.7 以上	総合評点が 1.0 以上
(3) 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既	鉄骨造	構造耐震指標 (Is) が 0.3 以	構造耐震指標 (Is) が 0.6 以

	存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年版、1996年版）による耐震診断		上	上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断	鉄筋コンクリート造		構造耐震指標（ $I_s$ ）を構造耐震判定指標（ $I_{so}$ ）で除した値が1.0以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		
(6)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。	
(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性能を有すると認められること。	

様式第5号、様式第6号、様式第7号及び様式第16号を次のように改める。

年 月 日

## 誓 約 書

猪名川町長 様

猪名川町空き家活用支援事業への申請に当たり、以下について誓約します。

- ・猪名川町空き家活用支援事業の要件等に合致する事業であること。
- ・申請した内容を遵守すること。
- ・申請した内容に虚偽がないこと。
- ・改修工事の実施に当たっては、都市計画法、建築基準法、農地法その他の関係法令を遵守すること。
- ・改修後10年以上申請内容の用途で活用すること。
- ・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修部分については造作買取請求権を行使しないこと。
- ・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修に対して住宅所有者が同意をしていること。
- ・申請者及びその世帯構成員について、猪名川町暴力団排除に関する条例第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ・事業完了後、県及び町で発行する広報刊物物やホームページ等に事例として掲載<sup>※1</sup>するための広報用資料<sup>※2</sup>を提供すること。

※1 広報用資料とあわせて、空き家の所在地（郡町名まで）、構造や床面積等の概要、事業所名や店舗名等を掲載

※2 広報用資料

住 宅 型：改修前後の写真と改修コメント

事業所型：改修前後の写真と改修コメントを載せて投稿を行ったSNS（X、Instagram、Youtube等）のリンク先のURL

・「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」を付して投稿を行う。

・動画の場合は動画データをあわせて提供

地域交流拠点型：改修前後の動画（1分以上）を作成して投稿を行ったSNS（X、Instagram、Youtube等）のリンク先のURL

・「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」を付して投稿を行う。

・動画データをあわせて提供

注）事業所型又は地域交流拠点型のSNSへの投稿については、投稿後、最低1年間は削除、非公開又は閲覧制限を行わず保持することに努めること。

- ・事業完了後10年間において、町長から工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況について報告を求めた場合、必要な報告を行うこと。また、用途を変更しようとする場合は、あらかじめ町長と協議し同意を得ること。

氏名又は法人名

代表者の職氏名

## 耐震性能確認書

年 月 日

猪名川町長 様

確認者氏名：

（ ）建築士 （ ）登録第 \_\_\_\_\_ 号

建築士事務所名：

（ ）建築士事務所（ ）知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

（申請者）\_\_\_\_\_が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。  
 なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

### 記

※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

<b>1</b>	(1)所在地	猪名川町
<b>建 物 概 要</b>	(2)申請種別	<input type="checkbox"/> 住宅型 <input type="checkbox"/> 事業所型 <input type="checkbox"/> 地域交流拠点型
	(3)改修後用途	<input type="checkbox"/> 自己用（ <input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 業務用） <input type="checkbox"/> 左記以外
	(4)規模	地上 （ ） 階   地下 （ ） 階
	改修前：土段（ ）に記入	建築面積：（ ）㎡   延べ面積：（ ）㎡
	改修後：F段に記入	
<b>2</b>	<b>耐震診断の方法</b>	<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版）による一般診断法又は精密診断法 （ <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ） <input type="checkbox"/> 町が実施する簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版）による耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2017年改訂版、2001年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断 （ <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ） <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」（2009年改訂版）に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断 （ <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ） <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> 上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断 （ 診断方法： _____ ）

3 改修前における耐震診断結果 評点： <input type="text"/>	(所見)
4 改修後における耐震診断結果 評点： <input type="text"/>	(耐震改修の方針)
	(具体的な補強方法)
5 備考	

※この様式は、改修建築物が昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合のみ提出すること。



## 広報用資料提供書

年 月 日

この実績報告に係る空き家について、県及び町で発行する広報刊行物やホームページ等に事例として掲載するための広報用資料を提供します。

住宅型	
①掲載希望コメント	
②掲載希望写真	
改修前	改修後
 <p style="text-align: center;">写真</p>	 <p style="text-align: center;">写真</p>

事業所型
①投稿を行った SNS (X、Instagram、Youtube 等) のリンク ※ハッシュタグ 「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」も忘れずに付けて投稿をお願いします。 ※動画の場合は動画データをあわせて提供ください。

地域交流拠点型
①投稿を行った SNS (X、Instagram、Youtube 等) のリンク ※ハッシュタグ 「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」も忘れずに付けて投稿をお願いします。 ※動画データ（1分以上）をあわせて提供ください。

住 所

氏 名

連絡先

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、この要綱による改正後の猪名川町空き家活用支援事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

猪名川町空き家活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文	現 行 条 文
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>住宅宿泊施設</u> <u>住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)又は旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく民泊をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告</p>

改正条文				現行条文					
書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。				書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。					
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)					
(7) 広報用資料提供書(様式第16号)				(7) 事例等掲載意向確認書(様式第16号)					
(8)～(11) (略)				(8)～(11) (略)					
別表第1(第2条関係)				別表第1(第2条関係)					
耐震診断区分	構造区分	耐震基準		耐震診断区分	構造区分	耐震基準			
		改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合			改修建築物を自己の居住の用に供する場合	左記以外の場合		
(1)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上	(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が0.7以上	上部構造評点が1.0以上
(2)	市町が実施する簡易耐震診	木造	総合評点が0.7	総合評点が1.0	(2)	市町が実施する簡易耐震診	木造	総合評点が0.7	総合評点が1.0

改正条文				現行条文					
	断		以上	以上		断		以上	以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(2025年改訂版、2011年版、1996年版)による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )が0.3以上	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )が0.6以上	(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )が0.3以上	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )が0.6以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」(2017年改訂版、2001年改訂版)に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )を構造耐震判定指標(I <sub>s</sub> o)で除した値が1.0以上	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )を構造耐震判定指標(I <sub>s</sub> o)で除した値が1.0以上	(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2017年版)による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )を構造耐震判定指標(I <sub>s</sub> o)で除した値が1.0以上	構造耐震指標(I <sub>s</sub> )を構造耐震判定指標(I <sub>s</sub> o)で除した値が1.0以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」(2009年改訂版)に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による	鉄骨鉄筋コンクリート造			(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」(2009年版)による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造		

改正条文				現行条文			
	耐震診断						
(6)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。	(6)	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性能を有すると認められること。	(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性能を有すると認められること。

改正条文

現行条文

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

誓約書

猪名川町長 様

猪名川町空き家活用支援事業への申請に当たり、以下について誓約します。

- ・猪名川町空き家活用支援事業の要件等に合致する事業であること。
- ・申請した内容を遵守すること。
- ・申請した内容に虚偽がないこと。
- ・改修工事の実施にあたっては、都市計画法、建築基準法、農地法その他の関係法令を遵守すること。
- ・改修後10年以上申請内容の用途で活用すること。
- ・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修部分については造作買取請求権を行使しないこと。
- ・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修に対して住宅所有者が同意をしていること。
- ・申請者及びその世帯構成員について、猪名川町暴力団排除に関する条例第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ・事業完了後、県及び町で発行する広報刊物物やホームページ等に事例として掲載<sup>※1</sup>するための広報用資料<sup>※2</sup>を提供すること。

※1 広報用資料とあわせて、空き家の所在地（郡町名まで）、構造や床面積等の概要、事業所名や店舗名等を掲載

※2 広報用資料

住 宅 型：改修前後の写真と改修コメント

事業所型：改修前後の写真と改修コメントを載せて投稿を行ったSNS（X、Instagram、Youtube等）のリンク先のURL

・「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」を付けて投稿を行う。

・動画の場合は動画データをあわせて提供

地域交流拠点型：改修前後の動画（1分以上）を作成して投稿を行ったSNS（X、Instagram、Youtube等）のリンク先のURL

・「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」を付けて投稿を行う。

・動画データをあわせて提供

（注）事業所型又は地域交流拠点型のSNSへの投稿については、投稿後、最低1年間は削除、非公開又は閲覧制限を行わず保持することに努めること。

- ・事業完了後10年間に、町長から工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況について報告を求めた場合、必要な報告を行うこと。また、使途を変更しようとする場合は、あらかじめ町長と協議し同意を得ること。

氏名又は法人名  
代表者の職氏名

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

誓約書

猪名川町長 様

猪名川町空き家活用支援事業への申請に当たり、以下について誓約します。

- ・猪名川町空き家活用支援事業の要件等に合致する事業であること。
- ・申請した内容を遵守すること。
- ・申請した内容に虚偽がないこと。
- ・改修工事の実施にあたっては、都市計画法、建築基準法、農地法その他の関係法令を遵守すること。
- ・改修後の住宅を補助の申請用途として、10年以上活用すること。
- ・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修部分については造作買取請求権を行使しないこと。
- ・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修に対する住宅所有者の同意をしていること。
- ・事業完了後10年間に、町長から工事を実施した住宅の管理状況及び活用状況について報告を求められた場合、報告を行うこと。また、使途を変更しようとする場合は、予め町長と協議し同意を得ること。
- ・申請者及びその世帯構成員について、猪名川町暴力団排除に関する条例第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員及び同条第6号に規定する暴力団密接関係者に該当しません。

氏名又は法人名  
代表者の職氏名

住 所

連絡先（電話番号）

改正条文

様式第6号（第8条関係）

耐震性能確認書

猪名川町長 様  
 年 月 日  
 確認者氏名： \_\_\_\_\_  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
 建築士事務所名： \_\_\_\_\_  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

(申請者) \_\_\_\_\_ が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。  
 なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

1 建築物概要	(1)所在地	猪名川町
	(2)申請種別	<input type="checkbox"/> 住宅型 <input type="checkbox"/> 事業所型 <input type="checkbox"/> 地域交流拠点型
	(3)改修後用途	<input type="checkbox"/> 自己用( <input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 業務用 ) <input type="checkbox"/> 左記以外
	(4)規模	地上 〃 〃 階 地下 〃 〃 階
△	改修前：上段( )書	建築面積： 〃 〃 m <sup>2</sup> 延べ面積： 〃 〃 m <sup>2</sup>
△	改修後：下段に記入	
2 耐震診断の方法		<input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」(2025年改訂版、2012年改訂版、2004年改訂版)による一般診断法又は精密診断法 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ) <input type="checkbox"/> 町が実施する簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」(2025年改訂版、2011年改訂版、1996年版)による耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」(2017年改訂版、2011年改訂版)に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ) <input type="checkbox"/> 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 同解説」(2009年改訂版)に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」による耐震診断 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> 上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断 <input type="checkbox"/> ( 診断方法： _____ )

現行条文

様式第6号（第8条関係）

耐震性能確認書

猪名川町長 様  
 年 月 日  
 確認者氏名： \_\_\_\_\_  
 ( ) 建築士 ( ) 登録第 \_\_\_\_\_ 号  
 建築士事務所名： \_\_\_\_\_  
 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 \_\_\_\_\_ 号

(申請者) \_\_\_\_\_ が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。  
 なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

1	(1)所在地	猪名川町
建築物概要	(2)申請種別	<input type="checkbox"/> 住宅型 <input type="checkbox"/> 事業所型 <input type="checkbox"/> 地域交流拠点型
	(3)改修後用途	<input type="checkbox"/> 自己用( <input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 業務用 ) <input type="checkbox"/> 左記以外
	(4)規模	地上 〃 〃 階 地下 〃 〃 階
	△	改修前：上段( )書 改修後：下段
△		建築面積： 〃 〃 m <sup>2</sup> 延べ面積： 〃 〃 m <sup>2</sup>
2 耐震診断の方法		<input type="checkbox"/> 「木造住宅の耐震診断と補強方法」 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ) <input type="checkbox"/> 「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 一般診断法 <input type="checkbox"/> 精密診断法 ) <input type="checkbox"/> 町が実施する簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版) <input type="checkbox"/> 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ) <input type="checkbox"/> 「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」 <input type="checkbox"/> ( <input type="checkbox"/> 第1次診断法 <input type="checkbox"/> 第2次診断法 <input type="checkbox"/> 第3次診断法 ) <input type="checkbox"/> 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断 <input type="checkbox"/> その他( 診断方法： _____ )
3 改修前における耐震診断結果	評点： _____	(所見)
4 改修後における耐震診断結果	評点： _____	(耐震改修の方針)  (具体的な補強方法)
5 備 考		

※耐震診断の結果がわかる計算書を添付すること。

改正条文	現行条文																
<table border="1" data-bbox="376 320 1005 517"> <tr> <td data-bbox="376 320 524 341">3. 改修前における耐</td> <td data-bbox="524 320 1005 341">(所見)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 341 524 362">震診断結果</td> <td data-bbox="524 341 1005 362"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 362 524 383">評点： <input type="text"/></td> <td data-bbox="524 362 1005 383"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 383 524 403">4. 改修後における耐</td> <td data-bbox="524 383 1005 403">(耐震改修の方針)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 403 524 424">震診断結果</td> <td data-bbox="524 403 1005 424"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 424 524 445">評点： <input type="text"/></td> <td data-bbox="524 424 1005 445">(具体的な補強方法)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 445 524 466"></td> <td data-bbox="524 445 1005 466"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 466 524 486">5. 備考</td> <td data-bbox="524 466 1005 486"></td> </tr> </table> <p data-bbox="376 517 1005 537">※この様式は、改修建築物が昭和56年5月31日以前に着工された空き家の場合のみ提出すること。</p>	3. 改修前における耐	(所見)	震診断結果		評点： <input type="text"/>		4. 改修後における耐	(耐震改修の方針)	震診断結果		評点： <input type="text"/>	(具体的な補強方法)			5. 備考		
3. 改修前における耐	(所見)																
震診断結果																	
評点： <input type="text"/>																	
4. 改修後における耐	(耐震改修の方針)																
震診断結果																	
評点： <input type="text"/>	(具体的な補強方法)																
5. 備考																	



改正条文

様式第16号（第13条関係）

広報用資料提供書

年 月 日

この実績報告に係る空き家について、県及び町で発行する広報刊物物やホームページ等に事例として掲載するための広報用資料を提供します。

住宅型	
①掲載希望コメント	
②掲載希望写真	
改修前	改修後
写真	写真

事業所型
①投稿を行った SNS (X、Instagram、Youtube 等) のリンク
※ハッシュタグ 「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」も忘れずに付けて投稿をお願いします。
※動画の場合は動画データをあわせて提供ください。

地域交流拠点型
①投稿を行った SNS (X、Instagram、Youtube 等) のリンク
※ハッシュタグ 「#兵庫県空き家活用支援事業」「#猪名川町空き家活用支援事業」も忘れずに付けて投稿をお願いします。
※動画データ（1分以上）をあわせて提供ください。

住 所  
氏 名  
連絡先

現行条文

様式第16号（第13条関係）

事例等掲載意向確認書

年 月 日

猪名川町長 様

（申請者）（〒      二      ）  
住 所  
氏 名

猪名川町空き家活用支援事業補助金を活用して改修した下記の空き家について、国及び地方公共団体が事例紹介などのため、公式な広報媒体（パンフレットなど）へ掲載することに同意します。

記

1. 改修を行った空き家

改修を行った空き家の所在地	
事業の区分（該当するものに☑）	<input type="checkbox"/> ①住宅型（一般） <input type="checkbox"/> ②住宅型（若年・子育て） <input type="checkbox"/> ③住宅型（UII ターン） <input type="checkbox"/> ④事業所型（一般） <input type="checkbox"/> ⑤事業所型（UII ターン） <input type="checkbox"/> ⑥地域交流拠点型

2. 次の事項についてご確認いただいたのち、工事写真の一部のみ又は別の写真のみを掲載承諾いただける場合は、該当写真のご提出をお願いします。（全ての工事写真について承諾いただける場合は不要です。）（メールでデータ送付いただいても構いません。）

《確認事項》

- ・ 事業を活用した空き家の所在地について、郡町名まで掲載することがあります。
- ・ 建物の名称について、若年・子育て世帯居住型の場合は、アルファベットのイニシャルを用いて「○邸」、事業所型及び地域交流拠点型の場合は、事業所名や店舗名などを掲載することがあります。
- ・ 事業を活用した空き家の構造や床面積などの概要を掲載することがあります。
- ・ 改修に要した費用及び補助金の費用のおおむねの金額を掲載することがあります。
- ・ パンフレットなどへの掲載にあたり、改めて質問することがあります。